

作業別安全就業基準（作業名 除草）

作業区分	安 全 就 業 基 準	安全保護具
作 業 一 般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就業途上の交通安全に注意すること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。（作業帽の着用、安全ワッペンの装着） 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、長袖、長ズボンが望ましい。 虫の入らぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを用いること。 (3) 作業帽は、着用すること。 (4) 手袋（軍手等）を着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 斜面での作業は、滑り易いので、十分注意すること。 8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10. 道路沿いでの作業は、カラーコーン等を使用すること。 11. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 12. 長時間の作業は避けること。 13. 雨天時の作業は、なるべく避けること。 	
炎天下での 作 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日よけ帽を必ず着用すること。 2. 休憩時には、水分を補給すること。 	
手 作 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガラスの破片、釘等に注意すること。 2. 蜂の巣や害虫等に注意すること。（大きな蜂の巣は依頼者に連絡して除去してもらうこと。） 3. 鎌を使うときは、腰を落とし、正しい姿勢で使用する。 4. 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 5. 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。 	

作業区分	安全就業基準	安全保護具
刈払機作業	<p>「作業者の安全確保」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業の事前打ち合わせを行う。 2. 使用前に必ず点検すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業に合った刃がついているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常の有無の点検。 3. 安全ガードは必ず取り付けること。 4. 保護眼鏡（保護面）、すね当てを着用すること。 5. 清掃、注油、修理、点検は運転を止めてから行うこと。 6. 雨天時の作業は、滑りやすいので、避けること。 7. ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 8. 運搬及び格納時には保護カバーをつけること。 9. 防石ネット、ホイッスル等の安全用具の点検。 <p>「周囲の安全確保」</p> <ol style="list-style-type: none"> 10. 作業前には、作業エリア内の障害物を把握すると共に異物（カン、ビンなど）を除去しておくこと。特に小石には十分注意すること。 11. カラーコーン等で作業エリアを明確にし必要に応じて「作業中に付き立入禁止」の表示をすること。 12. 通行人及び車両の通行可能な歩道や車道がある場所では、防石ネットや監視員を置いてホイッスル等で作業者に警告して通行の安全を確保する。 13. 作業場所からおよそ半径 30m 以内に家屋や駐車中の車両がある場合には防石ネット等で飛び石防止策を行う。 <p>「受託制限」</p> <ol style="list-style-type: none"> 14. 住宅密集地及び交通量の多い場所では、刈払機の使用を禁止する。（原則手刈とする。） 15. 受託制限の例外として、カルマー刃を取付けた刈払機は、使用可能とする。 	<p>保護眼鏡 防護面 すね当て</p> <p>防石ネット カラーコーン ホイッスル</p>